

少し早いですが新年号のお届けです。来年も歯科医院経営に関する“チョット”した情報をお届けいたしますので、お役立ていただければ幸いです。新年を迎えるに当たり、貴医院にとって幸多い1年でありますよう、お祈り申し上げます。

患者さんの目線から！

このコーナーでは院内を整え、患者さん満足度を上げるために役立つヒントをご紹介します。

※有限会社ファイナンシャルプラスの歯科医院チェックサポートの内容より一部抜粋してお送りします。

◇ 待合室の本や雑誌の扱い方で伝わる医院の姿勢 ◇

◆◆◆ 待合室にオススメの雑誌や本は？ ◆◆◆

待合室の雑誌や本については、患者さんの層により、好みも異なりますので、なかなか選択は難しいのですが、ビジネスマンにはビジネス雑誌、OLの方にはファッション誌、主婦には日々の献立の参考になる雑誌などが良いでしょうし、話題の本などもオススメです。それに加えて、患者さんが待合室で過ごされる時間には限りがありますので、一つひとつの記事がコンパクトにまとまり、短時間でも一つの記事が読みきれのものが良いでしょう。また、アンケートなどで患者さんの声を聞き、希望に沿う雑誌や本を揃えてみても、患者さんに喜ばれるのではないのでしょうか。また、新しい本や雑誌を紹介する際に、医院の皆さんの感想や選んだ理由を待合室に掲載すれば、きちんと患者さんのことを想って、本や雑誌を選んでいるという医院の姿勢が伝わりますので、オススメです。

◆◆◆ 内容だけではなく、状態にまで気を配る！ ◆◆◆

それにプラスして、雑誌や本を待合室に置く際に注意してほしいことがあります。それは、雑誌や本の状態にも常に気を配ることです。せっかく患者さんの好みや要望にあわせて、雑誌や本を揃えても、角やページが折れ曲がった雑誌や、背表紙がボロボロの本は、なかなか手に取ろうと思わないものです。雑誌や本をただ本棚に並べるのではなく、日頃から、雑誌や本の内容に加えて、その状態も確認するように心がけてみてください。例えば、美容院で渡された雑誌に、他のお客さんの髪の毛が挟まっていたら、自分に雑誌を渡す前にちゃんとチェックして欲しいなと思いませんか？歯科医院でも、ゴミが挟まっていたり、ページが破れていたりすると、患者さんは同じように思い、がっかりしてしまうのではないのでしょうか

◆◆◆ 医院内のキレイや汚いは伝染していく？ ◆◆◆

また、雑誌や本の状態に常に気を配ることは、患者さんに雑誌や本を丁寧に扱っていただくことにも効果を発揮します！例えば、ゴミが落ちていない場所でのポイ捨ては、起こりにくいのに対し、ゴミが溢れている場所でのポイ捨ては、残念ながら起こりやすいものです。それは、すでに汚れているから、つついこれくらいならという気持ちが働いてしまうからです。歯科医院でも、常に雑誌や本を良い状態に保っていれば、患者さんも丁寧に扱ってくれるはずですし、また逆も然りです。そしてそれは、医院のいたる箇所に当てはまります。患者さんは、スリッパがキレイに並んでいれば、きれいに並べるでしょうし、トイレがいつもキレイならキレイに使用しようと思われるのではないのでしょうか。医院を良い状態に保つには、まずは、医院全体で気を配ること、その思いが患者さんにも伝わっていくのではないのでしょうか。どうぞ参考になさってみてください。

税金・お金で損しないために！

このコーナーでは賢い税金との関わり方のヒントを毎月お届けします。

◇ 自動車税 ◇

今回は自動車税についてです。自動車を購入すると自動車税、取得税、重量税、自賠責保険料を支払います。取得税は購入時に必要なものですが自動車税、重量税は毎年納税し、自賠責保険料は定期の車検時に支払います。今回は購入や車検などの支払いではなく、売却（下取り）や廃車にした場合の自動車税についてです。

☆自動車税とは・・・自動車税は4月1日現在の所有者に課税されるものです。

☆新規登録した場合は？・・・新車で登録した場合には、登録月から月割りで課税されます。

☆売却、廃車した場合は？・・・廃車した場合には、登録抹消時からの未経過期間について還付を受けることができます。

売却した場合には、次の例のような処理になります。

【例】

- ・東京都で登録されている車が他府県ナンバーになった時は売却時からの未経過期間について還付を受けることができます。
- ・東京都で登録されている車が東京都内で登録されたときは、元の所有者に1年分課税され、新たな所有者には自動車税が課税されません。

したがって、車両を下取りに出した場合には、新たな登録先によって還付が受けられるかどうかが決まります。

☆平成18年4月以降は・・・

平成18年4月以降は、売却などにより東京都内から他府県に登録した時でも、還付を受けることはできず、元の所有者が1年分負担するように税制が変わります。したがって、平成18年4月以降に中古車を購入する場合には、購入初年度の自動車税は元の所有者が支払いを終えているため、新たな購入者は支払う必要はないということになります。最後に、車両を売却や下取りにする際には細かな金額なのであまり気にしませんが、自動車税の還付を受けたり、自賠責保険料の返戻を受けることができます。自動車税は、平成18年で税制が変わるため今後固定資産税のように売主と買主との個別精算として未経過の税金をやりとりする慣習が生じなければ、新たな購入者は購入年度の自動車税を負担する必要はなくなります。また、自賠責保険は売却した場合には通常返戻がありますが、契約上売却代金（下取り代金）に含めているケースが通常のようなようです。今回は以上です。どうぞ参考になさってみてください。

※上記内容は平成17年1月1日現在の制度内容で記載しております。その後の改正により変更になる場合があります。

歯科医院サポートパートナー

e - 歯医者さん探すなら

歯科医院検索情報サイト

ごうだ やすみ
運営代表者 合田 靖海

ホームページ <http://www.e-dentists-net.com/>

E-mail: webmaster@e-dentists-net.com